

第33回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和8年3月19日(木)【午後2時00分開会】

1. 開催日時 令和8年3月19日(木) 午後2時00分から午後2時55分
2. 開催場所 壬生町役場 特別会議室会議室1・2
3. 出席委員 8人
会長 10番 大橋 好一
会長職務代理者 8番 琴寄 成人
委員 1番 早乙女春香 2番 安納 一雄 5番 鯉沼 玲子 6番 大関 孝男
7番 葭葉 孝男 9番 木野内佳代子
4. 参集推進委員
戸崎 裕司推進委員 鈴木 進吉副推進委員長
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画の件について
議案第6号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について
報告第1号 非農地証明願の件について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について
報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について
報告第5号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更の件について
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 岡 洋子 局長補佐兼農地調整係長 今野大地
主任 田口梨沙 主任 松本ひなた

7. 会議の概要

令和8年3月19日（木）【午後2時00分開会】

- 局長 定刻になりましたので、第33回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は8名で、高橋宏治委員、刀川正己委員より欠席の連絡をいただいております。

また、戸崎 裕司推進委員、鈴木 進吉副推進委員長にも出席をいただいております。

総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 皆さん、こんにちは。本日は時間の変更で、午後の開催となりましたが、皆さん、開催時間にきちんと出席いただき、どうもありがとうございます。また先日行いました農地の除草作業にご参加いただき、どうもありがとうございました。多くの方にご出席をいただき、けがもなく、時間も早く除草作業が終わりまして、皆様には感謝申し上げます。

今日は非常に暖かくなり、間もなく桜も開花という状況ではありますが、この時期は人事異動の時期で、農業委員会におきましても、松本主任が異動になるということで、長年にわたり、大変お世話になりました。後で、歓送迎会の中で、皆様からお言葉をいただければと思います。また、今野係長が主幹に、田口主任が主査に昇任ということで、おめでとうございます。今後のご活躍を共にお祈りしたいと思います。本日の総会で2名の方が欠席なさっておりますが、皆様の慎重な審議をいただき、結果を出したいと思いますので、お願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 局長 ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 議長 それでは、9番 木野内佳代子委員、1番 早乙女春香委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記は、事務局職員の 今野局長補佐を指名いたします。

○議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、議案に従いまして、ご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (西部) 自作地 185㍍

譲受人 _____ (西部) 自作地 16㍍

(土地の表示)

壬生町大字羽生田 _____ 田 1205㎡

交換による所有権移転 稼働2人

第2項

譲渡人 _____ (西部) 自作地 16㍍

譲受人 _____ (西部) 自作地 185㍍

(土地の表示)

壬生町大字羽生田 _____ 田 1138㎡

交換による所有権移転 稼働2人

○議長 それでは、第1項案件、第2項案件につきましては関連がございますので、一括して議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、第1項案件、第2項案件の現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員（1項、2項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第1項及び第2項について、交換分合ということで、一括して説明いたします。

去る3月15日に私と早乙女春香農業委員、早乙女和弘推進委員と譲受人、譲渡人の_____氏の立会いのもと、現地調査を行いました。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしましたが、第1項、第2項ともいずれも問題を生じる恐れはなく農地法第3条第2項第6号の地域との要件も満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、まず第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (今野大地農地調整係長)

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」、ご

説明します。

第1項

申請人 _____ (前宿坪)

(土地の表示)

壬生町大字藤井 _____ 田 43㎡

住宅敷地拡張

第2項

申請人 _____ (助谷)

(土地の表示)

壬生町大字助谷 _____ 畑 472㎡

住宅敷地

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る3月13日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、副調査委員長の5番 鯉沼 玲子委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 鯉沼 玲子 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、去る3月13日金曜日に、私と刀川正己委員、大関孝男委員、戸崎裕司進推進委員、鈴木進吉副推進委員長、今野大地局長補佐、松本ひなた主任の7名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から東へ約400mに位置しており、第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、現在、住宅北側にカーポートがあり、自家用車を1台駐車しております。今回、息子が車の購入をするにあたり、住宅敷地内には駐車スペースがなく、また、旋回することもできず生活に不自由なため、駐車及び旋回スペースとして今回の申請に至りました。

事業資金_____万円は、自己資金で対応するため、金融機関の通帳の写しが添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、不許可の例外規定の『既存の施設の

2分の1以下の拡張』に該当することから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、副調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 鯉沼 玲子 委員 (2項案件について報告)

第2項案件についてご報告します。

申請地は、_____から西へ約1200mに位置しており、第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、申請人は実家にて_を含め家族6人で生活していますが、手狭となったため独立した住居の建設を計画いたしました。自分が所有する土地で検討したところ、実家の隣接地であり、十分なスペースを確保できることから申請地を選定いたしました。

事業資金_____万円は、融資で対応するため、金融機関の融資証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、不許可の例外規定の『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されたもの』に該当することから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (今野大地農地調整係長)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (あけぼの)

譲受人 _____ (六美町北部)

_____ (六美町北部)

(土地の表示)

壬生町大字国谷 _____ 畑 3 4 2 m²

住宅敷地 売買による所有権移転

第2項

貸 人 _____ (助谷)

借 人 _____ (城内)

(土地の表示)

壬生町大字助谷 _____ 田 3 1 1 m²

壬生町大字助谷 _____ 田 1 7 6 m²
合計 4 8 7 m²

住宅敷地 20年間の使用貸借権設定

第3項

賃貸人 _____ (西部)
_____ (鹿沼市)

賃借人 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字羽生田 _____ 畑 1 4 9 7 m²
壬生町大字羽生田 _____ 畑 9 2 5 m²
合計 2 4 2 2 m²

園芸用土採取 1年間の賃借権設定

第4項

賃貸人 _____ (福和田)

賃借人 有限会社 _____
代表取締役 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲 _____ 田 1 3 2 5 m²

園芸用土採取 1年間の賃借権設定

第5項

賃貸人 _____ (足利市)
_____ (千葉県)

賃借人 株式会社 _____
代表取締役 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字国谷 _____ 畑 2 7 8 2 m²
壬生町大字国谷 _____ 畑 6 8 7 m²
合計 3 4 6 9 m²

園芸用土採取 1年間の賃借権設定

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、第1項案件についてですが、この案件は先月現地調査をいたしました。書類の不備により保留となっていた案件です。現地調査の結果報告については、事務局よりお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野大地農地調整係長）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の第1項の案件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、先月2月16日月曜日に、早乙女春香委員、安納一雄委員、高橋宏治委員、葭葉進推進委員、荒川広文推進委員、岡洋子局長、松本ひなた主任と私の8名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北東へ約850mに位置しており、第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は現在、_____内の戸建て住宅に家族4人で住んでおります。現在住んでいる住宅が行政区画事業地に該当し、取り壊すこととなったため、新たな住宅の建設を計画いたしました。申請地は町道に面しており、周辺農地への影響も少ないことから選定いたしました。

事業資金については自己資金及び_____からの融資により対応することとなり、それぞれの金融機関の残高証明書及び貸借契約書が添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、不許可の例外規定の『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されたもの』に該当することから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われま。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本

案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。

この件については、去る3月13日の調査委員会において調査済ですので、副調査委員長の5番 鯉沼 玲子委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 鯉沼 玲子 委員

●5番 鯉沼 玲子 委員（2項案件について報告）

次に第2項案件についてご報告いたします。

現地調査については、去る3月13日金曜日に、第4条の現地調査と同じメンバーで調査いたしました。

申請地は、_____から西へ約1700mに位置しており、第1種農地に該当します。

事業計画書等によりますと、借人は現在、_____内のアパートに家族3人で生活しております。子供の成長に伴い、アパートでは手狭となるため自己用住宅の建設を計画いたしました。申請地は将来、親の面倒を見ることから、_____の有する実家の隣接地を選定いたしました。

事業資金約_____万円は、融資で対応するため、金融機関の融資証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、不許可の例外規定の『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されたもの』に該当することから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、副調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は、原案のとおり決定いたしました。
本案件につきましては、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件を議題といたします。
第3項案件について、副調査委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 鯉沼 玲子 委員

●5番 鯉沼 玲子 委員（3項案件について報告）

次に第3項案件についてご報告いたします。

申請地は_____から西へ約100mに位置しており、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、賃借人は園芸用土採取及び販売を生業としております。園芸用土採取のため、隣接地から保安距離を農地から1m、道路から2m確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削の深さは4.0mを予定しております。埋戻用土及び採取した用土の販売は、_____内の法人を予定しております。

事業資金約_____万円は、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題ないものと思われ、調査委員会としまして、は許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、副調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第3項は原案のとおり決定いたしました。
本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件を議題といたします。
第4項案件について、副調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 5番 鯉沼 玲子 委員

●5番 鯉沼 玲子 委員（4項案件について報告）

次に第4項案件についてご報告いたします。

申請地は、_____から南西へ約500mに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書等によりますと、賃借人は園芸用土採取及び販売を生業としております。園芸用土採取のため、隣接地から保安距離を農地から1m、宅地から3m確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削の深さは4.0mを予定しております。埋戻用土及び採取した用土の販売は、_____内の法人を予定しております。

事業資金約_____万円は、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、園芸用土採取のための一時転用であるため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題ないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、副調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 私からよろしいですか。

この事業資金約_____万円、掘削の深さ4mとあるのですが、これは標準よりも高いものなのですか。

●事務局（今野大地農地調整係長）

標準的なものであると思います。高いわけではないと思います。

○議長 費用的には赤玉土の売却の値段等、書類に記載があるのですか。

●事務局（今野大地農地調整係長）

土地に係る契約ですと___万円です。その他の消耗品や看板代等は___万円ほどになっており、重機や車両の燃料に大きな金額がかかる計画になっております。

○議長 土地代は___万円で、その他の経費が大きくなっているのですね。わかりました。

その他に何かございますか。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第5項案件を議題といたします。
第5項案件について、副調査委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 鯉沼 玲子 委員

●5番 鯉沼 玲子 委員（5項案件について報告）

次に第5項案件についてご報告いたします。

申請地は、_____から北へ約100mに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと、賃借人は園芸用土採取及び販売を生業としております。園芸用土採取のため、隣接地から保安距離を道路から2m確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削の深さは4.7mを予定しております。埋戻用土及び採取した用土の販売は、_____内の法人を予定しております。

事業資金約___万円は、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、園芸用土採取のための一時転用である

ため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題ないものと思われ、調査委員会としまして、は許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、副調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、3月27日開催の栃木県農業会議常設審議委員会の意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野大地農地調整係長）

それでは、議案第4号「農地法第5条の許可後の事業計画変更申請の件について」、ご説明します。

第1項

賃貸人 _____ (小山市)

賃借人 _____ (台宿)

(土地の表示)

壬生町大字羽生田 _____ 畑 743㎡

園芸用土採取 賃借権の設定

許可期間延長 令和8年8月19日まで

第2項

賃貸人 _____ (鯉沼)

賃借人 _____ (下野市)

(土地の表示)

壬生町大字福和田 _____ 畑 3658㎡

園芸用土採取 賃借権の設定

許可期間延長 令和9年3月27日まで

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る3月13日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、副調査委員長の5番 鯉沼 玲子 委員から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 鯉沼 玲子 委員 (1項案件について報告)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、第4条の現地調査と同じ3月13日金曜日に同じメンバーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

本案件については、転用目的が園芸用土採取で許可を受けていたものを、令和8年8月19日まで許可期限を延長するものです。理由としましては、令和7年10月から令和8年1月にかけて体調不良により申請人が入院を繰り返し、採取後の埋戻が終わらなかったためです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、今回の許可期限の延長はやむを得ないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、副調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号第1項について、原案のとおり決定いたしました。

本案件につきましては、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。

第2項案件について、副調査委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

●5番 鯉沼 玲子 委員（2項案件について報告）

次に第2項案件についてご報告いたします。

本案件については、転用目的が園芸用土採取で許可を受けていたものを、令和9年3月27日まで許可期限を延長するものです。理由としましては、土建業者の仕事のキャンセルや採取した赤土が思うように売れなかったためです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、今回の許可期限の延長はやむを得ないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の件について、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明（今野大地農地調整係長）

それでは議案第5号「農用地利用集積等促進計画の件について」、ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づき策定した『農用地利用集積等促進計画』を議案のとおりを実施することについて、同法同条第3項の規定に基づき、農業委員会に意見を求めるものでございます。

それでは、農用地利用集積等促進計画各筆明細に従いましてご説明いたします。

議案書8ページから9ページ、賃貸借権分について、記載のとおり申請が12件、面積合計が41,968㎡となっております。

続いて、議案書10ページ、使用貸借権分について、記載のとおり申請が2件、面積合計5,159㎡となっております。

続いて、議案書11ページから15ページ、所有権移転分について、記載のとおり申請が24件、面積合計71,102㎡となっております。

以上、各案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「農用地利用集積等促進計画の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積等促進計画の件について」、原案のとおり「意見なし」と回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の件について」、原案のとおり「意見なし」とする回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に、報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の16ページのとおり2件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局の報告に関連して、地区担当委員の刀川委員が欠席のため、事務局より説明をお願いいたします。

●事務局（今野大地農地調整係長）（1項案件について説明）

報告第1号 非農地証明願の第1項の件についてご説明いたします。去る2月3日に、刀川正己農業委員と森田 栄推進委員と、行政書士の___氏立会いのもと、現地を確認してまいりました。平成16年頃から宅地として利用しているということを確認してまいりましたので報告いたします。以上です。

○議長 ありがとうございました。ただいまの第1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 続いて第2項案件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

○9番 木野内 佳代子 委員

●9番 木野内 佳代子 委員（2項案件について報告）

報告第1号 非農地証明願の第2項の件についてご報告いたします。去る2月20日に、私と高山ゆき子推進委員と、行政書士立会いのもと現地を確認してまいりました。鉄の扉のある門があるところが農地になっていたことを行政書士と確認して来たのですが、門のあるところであれば、非農地で問題ないかということで、非農地の確認をしてまいりました。以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第2項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 次に報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の17ページのとおり3件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の18ページのとおり2件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

○議長 次に報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の19ページ、20ページのとおり7件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号は終わります。

○議長 次に、報告第5号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり説明

報告第5号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」は、議案書の22ページのとおり4件がございました。

農業経営基盤強化促進法第19条に基づき策定した『地域農業経営基盤強化促進法（地域計画）』を変更することについて、同法同条第6号の規定に基づき農業委員会に意見聴取ということで事前調整を求められたものです。

転用目的は、1件が駐車場敷地、1件が事業敷地拡大、2件が住宅用敷地となっており、23ページから26ページに該当農地を示す目標地図が添付されております。

今回の地域計画から除外する農地は、地域計画において将来の耕作者が設定されている筆ではなく、除外により当該地域の農用地の効率的な利用を妨げるものではないと考えられることから、事務局長専決で、原案のとおり「意見なし」とし、町に意見を送付しました。

○議長 ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第5号を終わります。

○議長 その他に何かございますか。

(意見なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第33回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

【午後2時55分閉会】

会長 大橋 好一

9番 木野内 佳代子

1番 早乙女 春香